

離島ユニバーサルサービス調整単価のお知らせ（離島供給約款）

（値下げ後：2019年4月1日～）

2019 年 4 月 分

離島ユニバーサルサービス調整単価及びその算定諸元となる離島平均燃料価格は次のとおりです。

離島ユニバーサルサービス調整単価

区 分		2019年3月分	2019年4月分	単 価 差 (B) - (A)		
		(A)	(B)			
従量制供給		1 kWh につき	—	0.00円	—	
定 額	定額電灯 公衆街路灯A 農事用電灯	電 灯	10Wまでの1灯につき	—	▲0.02円	—
		10Wをこえ20Wまでの1灯につき	—	▲0.04円	—	
		20Wをこえ40Wまでの1灯につき	—	▲0.08円	—	
		40Wをこえ60Wまでの1灯につき	—	▲0.12円	—	
		60Wをこえ100Wまでの1灯につき	—	▲0.20円	—	
		100Wをこえる1灯につき100Wまでごとに	—	▲0.20円	—	
	小 型 機 器	50VAまでの1機器につき	—	▲0.06円	—	
	50VAをこえ100VAまでの1機器につき	—	▲0.12円	—		
	100VAをこえる1機器につき50VAまでごとに	—	▲0.06円	—		
	供 給	臨 時 電 灯 A (1日につき)	総容量が50VAまでの場合	—	0.00円	—
			総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	—	0.00円	—
			総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	—	0.00円	—
総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合			—	▲0.03円	—	
総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに			—	▲0.03円	—	
臨 時 電 力 (1日につき)		契約電力0.5kWまでの場合	—	▲0.02円	—	
契約電力1kW以上5kWまでの1kWごとに	—	▲0.04円	—			
深 夜 電 力 A	1契約につき	—	▲0.52円	—		
給	農 事 用 電 力 B (1日につき)	契約電力0.5kW	—	▲0.01円	—	
		契約電力 1kW	—	▲0.02円	—	
		契約電力 2kW	—	▲0.04円	—	
		契約電力 3kW	—	▲0.05円	—	
		契約電力 4kW	—	▲0.07円	—	
		契約電力 5kW	—	▲0.08円	—	

● 2019年4月分の離島ユニバーサルサービス調整単価は2018年11月～2019年1月の離島平均燃料価格により算出されます。

離島平均燃料価格

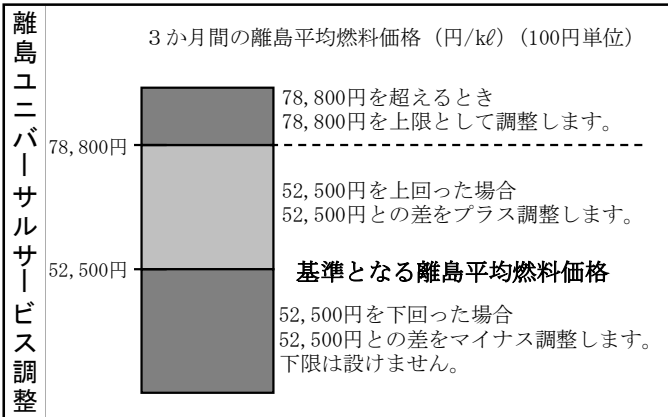
区 分	単 位	(参考) 2018年10月 ～ 2018年12月 (A)	2018年11月 ～ 2019年1月 (B)	差 額 (B) - (A)
		平均原油価格	1 kℓ あたり	
平均液化天然ガス価格	1 t あたり	64,618円	64,456円	▲162円
平均石炭価格	1 t あたり	14,027円	13,719円	▲308円
離島平均燃料価格	原油換算 1 kℓあたり	55,000円	50,900円	▲4,100円

● 平均燃料価格は3か月間の貿易統計実績によるものです。

基準となる離島平均燃料価格	原油換算 1 kℓあたり	52,500円
---------------	--------------	---------

離島ユニバーサルサービス調整制度の概要

離島ユニバーサルサービス調整とは、離島供給に係る燃料費の変動分を、お客さまの電気料金に反映させる仕組みです。これまで燃料費調整額として離島を含む九州全体で算定していたものを、今回、九州本土と離島に区分して算定するもので、新たにご負担いただくものではありません。



● 適用期間

2019年4月分の離島ユニバーサルサービス調整単価は2018年11月～2019年1月の離島平均燃料価格により算出されます。各期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価の適用月分は下表のとおりです。

燃料価格の実績をみる期間	離島ユニバーサルサービス調整単価の適用月分
2018年11月～2019年1月	2019年4月分電気料金

● 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社配電事業所窓口で離島ユニバーサルサービス調整単価及び離島平均燃料価格を掲示するとともに、毎月検針のお知らせ票等で離島ユニバーサルサービス調整単価をお知らせします。

電気料金の計算方法

(2019年4月分)

$$\text{電気料金 (お支払い額)} = \text{基本料金 (税込)} + \text{電力量料金 (税込)} \pm \text{燃料費調整額 (税込)} \pm \text{離島ユニバーサルサービス調整額 (税込)} + \text{口座振替割引額 (税込)} + \text{再エネ賦課金 (税込)}$$

*1 離島平均燃料価格が基準値から上昇したときは+、下落したときは-になります。

● 離島ユニバーサルサービス調整額 (離島ユニバーサルサービス調整単価 × ご使用量)

離島ユニバーサルサービス調整額は、離島ユニバーサルサービス調整単価にご使用量を乗じたものです。離島ユニバーサルサービス調整単価は毎月見直しを行います。

● 離島ユニバーサルサービス調整単価 (2019年4月分)

$$= \left[\frac{\text{離島平均燃料価格} - \text{基準値}}{(50,900\text{円}) - (52,500\text{円})} \right] \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$$

$$= \boxed{\blacktriangle 1,600\text{円}} \times \frac{0.003\text{円 (従量制供給の場合)}}{1,000} = \boxed{0.00\text{円}^*} \text{ (税込)}$$

* 離島基準単価：離島平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電気料金単価への影響額

離島基準単価	従量制供給の場合	0.003円/kWh

● 離島平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ (100円未満四捨五入)

A：離島平均燃料価格算定期間における1kℓあたりの平均原油価格
 B：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
 C：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

α：1.0000
 β：0.0000
 γ：0.0000

α、β、γは原油換算平均価格を算定するための換算係数(原油換算係数と熱量構成比によって算定される一定の値)

● 口座振替割引額

口座振替割引は、前月分の電気料金を1回目の振替日に振替えいただいた場合に、当月分の基本料金および電力量料金の合計から54.00円割引となります。従量電灯、季時別電灯、時間帯別電灯(10時間型)、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧電力、低圧季時別電力、深夜電力B(低圧)、第2深夜電力(低圧)、時間帯別電灯(8時間型)のお客さまが対象です。なお、口座振替のお支払手続をしていただくことで、ご加入となります。(口座振替日指定サービスをご利用のお客さまは対象外とさせていただきます)

2019年4月分の電気料金計算例

(例)	基本料金	874.80円 (ア)	10アンペアあたり291.60円
従量電灯B ご契約アンペア 30A ご使用量(キロワットアワー) 250kWh の場合	電力量料金	第1段階	17.14円 × 120kWh = 2,056.80円 最初の120kWhまでのご使用量に適用いたします。
		第2段階	22.64円 × 130kWh = 2,943.20円 120kWh超過300kWhまでのご使用量に適用いたします。
		第3段階	25.58円 × 0kWh = 0.00円 300kWh超過分のご使用量に適用いたします。
	計	5,000.00円 (イ)	
	燃料費調整額	-0.05円 × 250kWh = -12.50円 (ウ)	2019年4月分の燃料費調整単価は-0.05円/kWhです。
	離島ユニバーサルサービス調整額	0.00円 × 250kWh = 0.00円 (エ)	2019年4月分の離島ユニバーサルサービス調整単価は0.00円/kWhです。
	口座振替割引額	54.00円 (オ)	
小計	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) - (オ) = 5,808円 (キ)	円未満は切り捨てます。	
再エネ賦課金	2.90円 × 250kWh = 725円 (カ)	円未満は切り捨てます。再エネ賦課金単価は2.90円/kWhです。	
電気料金(お支払い額)	(カ) + (キ) = 6,533円		

※ 電気料金は、消費税等相当額を含む料金単価で計算します。